

農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案（イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験）の概要

平成30年1月23日
農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

1 趣旨

農薬の登録申請時に提出する試験成績については、農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「局長通知」という。）、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知。以下「課長通知」という。）において試験の種類、試験を実施するに当たって必要とされる条件、試験方法等を示しています。

今回の改正案は、平成29年12月21日の内閣府食品安全委員会農薬専門調査会において、「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の取扱いについて」により、科学的知見に基づく基本的な考え方が整理されたことを踏まえ、局長通知及び課長通知について、所要の改正を行うものです。

2 主な改正内容

現行では、1年間反復経口投与毒性試験は、ラットとイヌの2種の動物により試験を実施することとしています。今般、食品安全委員会において、「原則として、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の結果がなくても農薬の食品健康影響評価は可能である。」ことが示されたため、1年間反復経口投与毒性試験を実施するに当たって必要とされる供試動物の種類を2種からラットのみ1種に変更することとします。

3 施行時期

通知発出（3月末日予定）以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。